

以下の業務を行う団体等を募集します。

【小川原湖環境学習運営業務】

次のとおり募集します。

令和7年5月23日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
高瀬川河川事務所長 外山 久典

1. 募集の概要等

(1) 募集の目的

高瀬川河川事務所が管理する高瀬川水系直轄区間（青森県上北郡東北町字寺沢川端地先）において、高瀬川（小川原湖）流域の沿川住民の河川環境意識啓発を目的とした小川原湖環境学習運営業務を行うものである。

(2) 履行場所等

高瀬川河川事務所管内高瀬川水系高瀬川（左岸 23.8k 付近）における業務で、2. の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と、契約締結するものとする。

(3) 作業内容

別添仕様書による

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和7年10月10日

(5) 本業務を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し、見積もり合わせの結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

2. 参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

- (1) 河川法施行規則第37条の六に規定する河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (2) 高瀬川水系高瀬川において、過去5カ年度以内に環境学習の実績があること。
- (3) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本業務の履行場所を包含すること。
- (4) 本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

3. 本契約に関する手続等

(1) 契約に関する担当部局

〒039-1165 青森県八戸市石堂三丁目7-10

東北地方整備局 高瀬川河川事務所 総務課総務係

電話0178(28)7135 FAX0178(20)6472

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和7年5月23日(金)から令和7年6月11日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所：3(1)．契約に関する担当部による。

③ 交付方法：交付を希望する者には②の交付場所又は郵送にて交付を行う。なお、郵送による場合の費用は希望者の負担とする。

(3) 参加資格要件を有することを証明する資料及び見積書等

① 提出期間：令和7年5月26日(月)から令和7年6月11日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：3(1)．契約に関する担当部局による。

③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(4) 業務内容に関する担当部局

〒039-1165 青森県八戸市石堂三丁目7-10

東北地方整備局 高瀬川河川事務所 工務課

電話0178(28)8943 FAX0178(20)4738

(5) 説明書に関する質問

公示日から令和7年5月30日(金)まで3.(1)まで持参又は郵送により提出すること。

4. その他

(1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成：否

(3) 支払い：完了精算払いとする。

(4) 見積心得：総務課に掲示。なお、見積心得を熟読のこと。

(5) 見積方法：見積書には、消費税及び地方消費税相当額を含めること。

(6) 契約保証金：免除

令和7年度

小川原湖環境学習運営業務

仕様書

令和7年5月

高瀬川河川事務所

第1章 総 則

第1条

本仕様書は、「小川原湖環境学習運営業務」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 目的

高瀬川（小川原湖）流域の沿川住民の河川環境意識の啓発を目的とした、河川環境学習の企画運営を行うものである。

第3条 業務内容

1. 企画運営

沿川住民に身近な河川の水質改善の必要性、河川環境への意識啓発を目的とした、高瀬川（小川原湖）の環境学習の企画運営を行うものである。

(1) 企画

①事前に現地調査を行い、目的に沿った環境学習の内容を策定すること。

(2) 環境学習運営

①場所は以下のとおりとする。

青森県上北郡東北町字寺沢川端地先（別添参考資料参照）

②運営実施日については、0.5日間とし、企画策定後の打ち合わせで決定すること。

2. 打ち合わせ

企画策定後、業務完了報告時に担当職員と打ち合わせを行うこと。

3. 業務完了報告書作成

(1) 業務完了報告書は、運営場所、運営状況等の写真添付、運営結果のとりまとめを記載し、提出すること。

(2) 業務完了報告書の様式は、担当職員と協議し決定するものとする。

第4条 貸与品

本業務を遂行するにあたって必要な資料については、担当職員と打ち合わせのうえ貸与するものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

第5条 保険

環境学習運営は、沿川住民（児童も含む）が参加とすることから、保険に加入すること。

第6条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

4. 本業務において、暴力団員等による不当介入をうけたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第7条 その他

1. 本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上決定するものとし、受託者の独断判断で処理してはならない。

2. 本業務の実施にあたり、知り得た委託者側の機密保護を厳守しなければならない。

第8条 担当職員

本業務の担当職員は、工務課係員とする。

第9条 成果品

成果品は、下記のとおりとし、とりまとめ方法については、担当職員を打ち合わせの上業務を遂行すること。

成果品 1式（報告書、写真）

参考資料(位置図)

